

子どもの安全のために

地震災害について

市では、地震などの災害時に開設する避難所として、市内26施設を指定しています。災害時には食料や飲料水の提供など周辺地域の災害対策の拠点となります。

このほかに周辺の公園など、一時避難場所や避難経路を家族であらかじめ話し合っておきましょう。

各避難所には、備蓄倉庫を設置し下に掲げる物品を備蓄しています。

そのほかに、市役所にある震災対策備蓄倉庫にも、一定量の備蓄品が保管してありますが、一度に多くの方が被災した場合には、全ての被災者に行き届くものではありません。

日頃から各家庭において、最低でも3日分の飲料水や食料を保管し、定期的に更新するようお願いします。

なお、飲料水は大人一人当たり、一日3ℓが目安です。また、乳幼児がいる家庭は、粉ミルクやおむつなども用意しておくほか、食物アレルギーのある方は、アレルギー対応の食料を保管しておきましょう。

- 発電機、コードリール、投光器
- チェンソー
- 非常食（サバイバルフーズ・アルファ米）、飲料水
- 油圧ジャッキ
- 三角テント（三方幕付き）
- バール、スコップ
- かまど（釜、鍋付き）
- 固形燃料
- 懐中電灯、ラジオ
- 土のう袋、ブルーシート
- パック毛布
- 担架
- 粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ など



お問い合わせ 危機管理課 ☎ 62-2119

袖ヶ浦市生活安全メールの配信

市では、防災、火災、防犯、環境などの情報を、あらかじめ登録していただいた携帯電話やスマートフォンなどに電子メールやツイッターでお知らせする「袖ヶ浦市生活安全メール」の配信をしています。

●配信する情報

- ・災害・防災 災害情報、防災行政無線で放送した防災情報
- ・火災発生 火災の発生・鎮火情報
- ・防 犯 防犯情報、交通安全情報
- ・不 審 者 不審者の発生に関する情報
(情報の中には、単に道を聞くつもりで声をかけたが、声をかけられた子どもが怖いと感じた場合など、悪意のない事例も含まれていることがあります。)
- ・環 境 光化学スモッグ注意報などの情報
- ・健 康 健康に関する情報
- ・そ の 他 防災行政無線で放送した行方不明者情報、市全域に影響するイベントの中止情報など

●サービスの概要

このサービスは、携帯電話・スマートフォンなどに電子メールで配信するものです。なお、配信した内容の一部は、ツイッターでも確認できます。

※電子メールで配信した内容を、全てツイッターで発信するわけではありません。

電子メール配信の登録方法

メールアドレスの登録は、携帯電話用ホームページ「マイタウン袖ヶ浦市」の「メールサービス登録」から案内に従って行ってください。

〈携帯電話用ホームページ「マイタウン袖ヶ浦市」URL〉

<http://www.lamo.jp/sodegaura/>

なお、携帯電話用ホームページでは、過去に配信した生活安全メールを一定期間確認できます。

ツイッターでも内容を確認できます

電子メールで配信した内容の一部は、ツイッターでも確認できます。ツイッターは、袖ヶ浦市ホームページにある専用ページからご覧ください。



マイタウン
袖ヶ浦市の
QRコード

●利用料金

登録料、情報料は無料です。ただし、登録と電子メールの送受信等にかかる通信費用は、利用者の負担となります。

お問い合わせ 秘書広報課 ☎ 62-2465

生活安全メール 袖ヶ浦市 検索

交通災害共済

●趣旨

交通災害共済は、会員である住民が会費を出し合い、交通事故による被災者に見舞金を贈ることにより相互扶助することを目的としています。

●見舞金の種類

死 亡	150万円
傷 害	2万円から50万円
身体障害（1級又は2級）	傷害見舞金のほかに50万円
交通遺児	遺児1人につき10万円

●加入できる人

1. 袖ヶ浦市の住民基本台帳に記載されている方
2. 袖ヶ浦市住民に扶養されている方で、市外に住んでいる方
(例えば、市外に下宿している学生)

●共済期間と会費

- ・一般会員 9月1日から翌年8月31日まで 700円
9月1日以降の申込みの場合（申込みの翌日から8月31日まで）
会費は加入月により700円から100円
平川・長浦行政センターにも、申込用紙を用意してあります。
- ・集団会員 6月1日から翌年5月31日まで 350円
9月1日から翌年5月31日まで 300円
幼稚園、保育所、小、中学校、児童福祉施設に通われている方が対象です。

●交通事故にあったとき

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日、自動車安全運転センターから交通事故証明書を発行してもらえるようにしておいてください。

●見舞金が支払われないもの

会員の無免許運転、酒気帯び運転、故意又は重大な過失 又は、地震、津波、噴火、内乱等による交通事故の場合は見舞金のお支払いはできません。
交通事故以外のけがについては、お支払いいたしません。

●見舞金の請求

死亡事故の場合は速やかに、けがの場合は治ってから（症状が固定した場合を含む。）請求してください。なお、交通事故により死亡した日、又はけがが治った日（症状が固定した場合を含む。）から2年を経過すると請求ができません。

●請求するときの必要書類

1. 会員証
2. 見舞金請求書（交通災害共済用）
3. 事故証明書
4. 診断書（交通災害共済用）

*事故証明書・診断書（交通災害共済用）は原本を提出していただきます。
上記のほか必要と認める書類の提出を求めることがあります。

お問い合わせ 市民活動支援課 ☎ 62-3106

交通災害共済 袖ヶ浦市 **検索**

子ども110番連絡所

登下校時等の子どもたちに何かあった際に、子ども達が避難所として駆け込むことができる「子ども110番連絡所」を、地域の商店や家庭の協力を得て市内に475カ所設けています。

自分の身を自分で守るための 5つの合言葉

- 知らない人について **い**かない
- 知らない人の車に **の**らない
- 危ないと思ったら **お**おきな声を出す
- その場から **す**ぐ逃げる
- 大人の人に **し**らせる



お問い合わせ 学校教育課 ☎ 62-3727